

August 2026

Monthly Report

- 日本経済
- 中東情勢/米国経済
- コラム
- 主要マーケットデータ

日本経済

■2011年以来となる日米協調介入実施

日銀金融政策発表を前にした7月30日の夕方、米ドル円為替が大きく円高方向に振れました。日経新聞は市場関係者の話として、政府・日銀が為替介入を実施した他、米通貨当局がレートチェック*を行なったと報じました。介入とみられる動きは31日以降も断続的に続き(図1)、片山財務相は8月3日、「米国財務省と協調して円買い介入を実施した」「更なる協調介入を実施することも躊躇しない」と発表しました。

今回の為替介入が異例だった点として、米国によるユーロ売り円買いの実弾協調介入が実施されたことが挙げられます。ベッセント米財務長官は「さらなる協調介入への参加をためらわない」と表明したほか、トランプ大統領も「米国は介入によって利益を得る」「我々は常に日本を支援する」と述べており、米国による全面的な協力姿勢が明示されました。言うまでもなく単独介入より強いメッセージを市場に送ることになります。どのような密約が日米間で交わされたかは不明なものの、米国としても日本が介入の原資を用意するため米国債を大量に売却することは好ましくないという考えがあるとみられます。しばらくの間、介入警戒感から米ドル円為替の上値は重くなるでしょう。

一方で、弊社がこれまで述べてきた通り、為替介入のみで趨勢的なトレンドを転換させることは難しいと考えています。日銀による明確な金融引き締め観測や高市政権の財政政策の転換、中東情勢の進展など、円安の原因となっている要素が根本的に払しょくされない限り、円安圧力は早晚復活することになるでしょう。

■9月会合での利上げはあるのか

為替介入観測が広がった31日、日銀は政策決定会合において政策金利を据え置きました。6月会合で利上げを決定したばかりのため、据え置きは市場予想通りとなりました。展望レポートでは経済・物価のリスク要因として、中東情勢が日本に与える影響だけでなく、「AI投資の動向」と「為替変動の影響」が指摘されました。

植田総裁の記者会見も大きなサプライズはなかったものの、金融政策の先行きについては「次

回以降の決定会合で様々な要因を分析し、しっかりと議論をする」との発言がありました。政府が円安抑制の意志を強化させたことを踏まえると、高市政権が日銀の利上げペース加速を許容する、9月会合における利上げも排除されない、というメッセージとして解釈され得ます。これは円安・金利高の抑制に寄与するものの、期待に十分応えるだけの回答が9月には求められるということでもあります。その場しのぎの介入で満足し金融引き締め期待を裏切ることになれば、反動はより大きくなると懸念しています。

■高市首相の悲願、消費税減税実施へ

7月の自民党臨時役員会において、食料品の消費税率を2027年4月から2年間1%に引き下げ、1%分を2027年6月より中低所得者層に限定して給付を行う方針が示されました。高市首相が総裁選挙において「悲願」として公約に掲げた政策が実現することとなります。

今後はその財源をどう手当てするのか、自民党内部や野党の反応などが注目されるでしょう。支持率が低下傾向にある高市政権との対決姿勢が鮮明になる場合、法案審議の段階で参議院の承認が得られない可能性があります。また2年後に税率を戻す際には再び議論が紛糾することが予想されます。そもそも出発点として、物価高対策として減税をすることにどれほどの整合性があるかも不透明であり、政策効果とそのコスト・副作用の随時検証を期待するところです。

図1: 為替介入とみられる動きが続く



*レートチェック：通貨当局が、市場参加者に対して現在の為替レートや取引可能水準を照会する行為。介入の準備段階として意識される

(出所)Refinitivデータより
Fintegrity作成

中東情勢・米国経済

■「振出しに戻る」が繰り返されるイラン情勢

6月に米国とイランの間で取り交わされた、戦争終結に関する合意が暗礁に乗り上げています。7月7日にイランがホルムズ海峡を航行していた船舶を攻撃したことを受け、米国がイラン本土に攻撃を行うとともにイラン産原油の禁輸措置の再開を発表しました。イランでは米国との交渉に前向きな政府高官と、あくまで開戦論を唱えるイラン革命防衛隊との間で意思の統一を図ることが難しく、協議の障害となっています。その後は非難と報復の応酬となり、イランは中東諸国の米軍関連施設に攻撃範囲を広げた一方で、トランプ大統領はイラン国内の橋梁や電力施設などインフラを破壊する用意があると発言しました。

7月24日以降は米軍によるイランへの攻撃が休止しました。トランプ大統領も8月1日にはイランへの新たな攻撃を見送ると表明しており、サウジアラビア皇太子など中東諸国による仲介があったとみられています。覚書に記した60日間の最終合意交渉猶予は残り半月となりました。中間選挙を前に、支持者に対して強い姿勢を見せつつエネルギー価格の高騰や戦費の拡大を抑制したいトランプ大統領と、米国との全面戦争を避けつつもホルムズ海峡の支配権を維持したいイランとの駆け引きは期限間近まで続くでしょう。

■市場の利上げ警戒はひとまず後退

7月のFOMCでは市場予想通り政策金利が据え置かれました。一部ではウォーシュ新議長下でのサプライズ利上げが警戒されていましたが、杞憂に終わりました。一方で、全会一致だった6月とは異なり、3名が利上げを支持し反対票を投じました。引き続き声明文は短く変更も少なく、先行きの政策変更について具体的な言及はありませんでした。

続くウォーシュ議長の記者会見では、インフレ率を2%目標へ戻す取り組みを緩めることはないとする一方で、前回会合以降に米国債利回りが上昇したことを踏まえ、実質金利の上昇が引き締め効果をもたらしていること、またFRBが政策を実際に変更することでこの動きを迫認する必要があるわけではないとの考えを示し、ややハト派と受け止められました。また、政策手段は必ずしも政策金利だけではないと述べ、暗にバラ

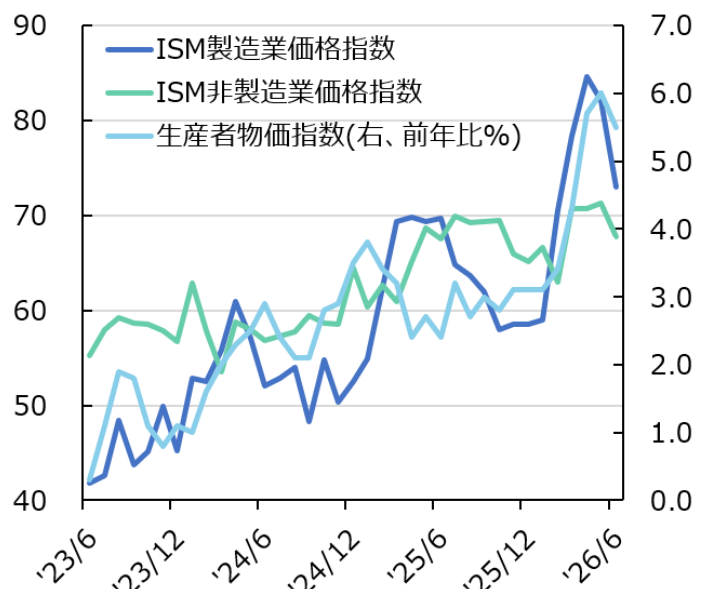
ンスシート膨張を巻き戻すことがインフレ鎮静化に寄与するとの自身の考えを示しました。

■注目が集まる米金利の高止まり

米国はシェール革命によりエネルギー自立を達成しており、中東情勢が混乱することによるエネルギー供給不安など直接的な影響は比較的軽微です。一方で、世界的な原油価格の上昇は米国内のガソリン価格の上昇などにも波及しており、インフレ期待の広範な上昇やサプライチェーンを通じた間接的な価格上昇圧力は無視できず、イラン情勢の混乱が長期化するほど影響は大きくなります(図2)。弊社はイラン戦争により米国の利下げが後ずれすると予想してきましたが、混乱の長期化によりFRBが当面の間、政策金利を据え置くとの考えに至っています。

また昨今のAI需要を背景としたいいわゆるハイパースケーラーによる資金需要増も金利上昇に寄与していると考えられます。巨額の設備投資を実施するこれらの企業が市場から資金を吸い上げることで需給が引き締まっており、インフレ懸念と相まって米国債利回りを押し上げていることが、日米政府による協調介入にもつながったと考えています。米景気が底堅い中でインフレ率が高止まりするようであれば、次の一手が利上げとなる可能性が高まっています。

図2:川上の物価上昇圧力



「配車アプリなのに、配車アプリじゃない — GOの正体」

「モビリティX」とは、単なるデジタル化(DX)や脱炭素化(SX)にとどまらず、顧客起点の新たな体験価値(X=エクスペリエンス)を生み出し、異業種との融合(X=クロス)によってそれをより豊かなものにしてい、次世代の自動車・移動産業を語る際のキーワードです。この視点で見ると、タクシー配車アプリ「GO」を運営するGO株式会社の事業展開は、まさにこのテーマを体現していると言えます。

同社は単なる配車アプリ企業にとどまらない広がりを見せています。

法人向けサービス、決済、広告、車載端末、チケット、採用支援、点呼、EV充電まで、タクシー事業者・利用者・法人顧客をつなぐ複数の収益源を築いており、単一サービス依存から脱した多層的な事業モデルが特徴です。移動という体験価値を軸に、決済やインフラなど異業種の要素を掛け合わせていく発想そのものが、事業の隅々に表れています。

タクシーアプリは、利用者が増えるほど提携タクシー会社の導入メリットが高まり、対応台数が増えれば利用者の利便性も上がるというネットワーク効果が働きやすい事業構造を持っています。提携タクシー約85,000台、累計ダウンロード数3,500万という規模は、この好循環がすでに国内で相応の厚みを持って回り始めていることを示しています

業績面でも成長は数字として表れています。

2026年5月期は売上高414億4,600万円(前年同期比31.8%増)、営業利益70億4,100万円(同158.1%増)と大幅な増収増益を達成し、実車数は前年同期比19.9%増の1億1,544万回、平均MAUも同14.7%増の311万人に拡大しました。翌2027年5月期についても売上高485億円、営業利益130億円という増収増益計画を掲げています。

そして最大の「夢」の部分は、自動運転タクシーの社会実装でしょう。

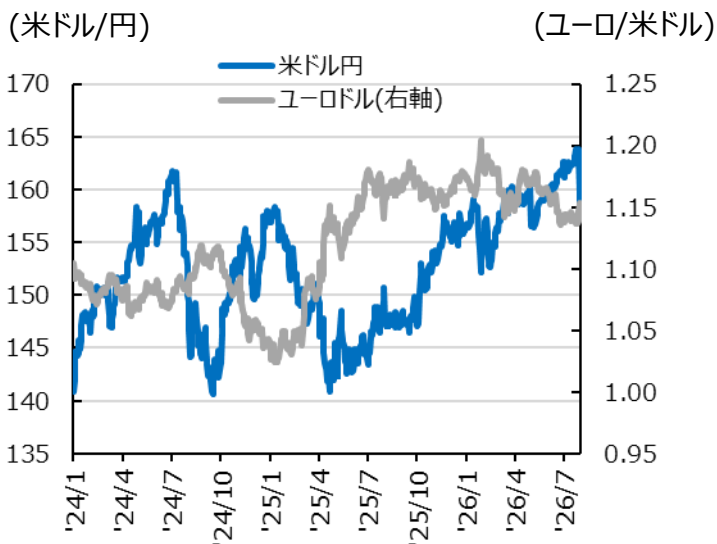
中長期戦略として、アプリ配車事業の深化と並び、Waymoとの戦略的パートナーシップに基づく自動運転タクシー事業の確立を成長の二本柱に据えています。上場会見でも自動運転技術に対する戦略や、ライドシェア・ロボタクシーの展望について質疑が交わされており、日本のタクシー業界というアナログな基盤の上に、次世代モビリティのレイヤーを重ねていく構想が語られました。

長年培ってきたタクシー事業者との信頼関係というリアルな基盤と、Waymoの技術力という最先端の掛け合わせ。この「異業種融合」こそが、GOを単なる配車アプリではなく「モビリティX」を体現する存在として注目させる理由になっています。

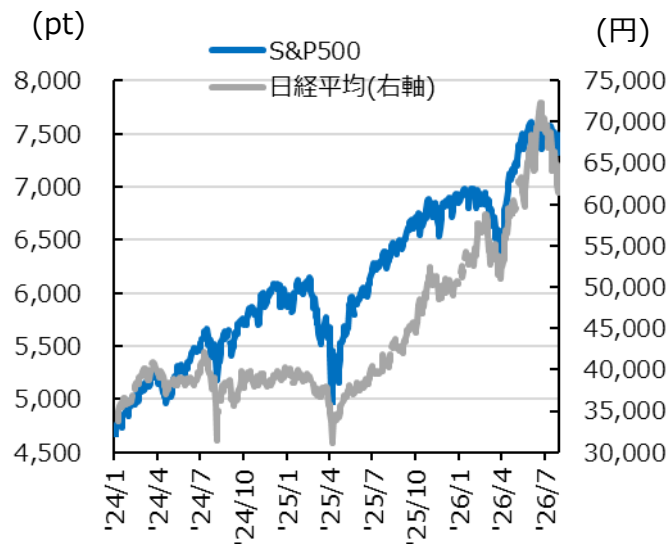
主要マーケットデータ

8月マンスリーレポート
2026年8月3日現在

米ドル円・ユーロドルの推移



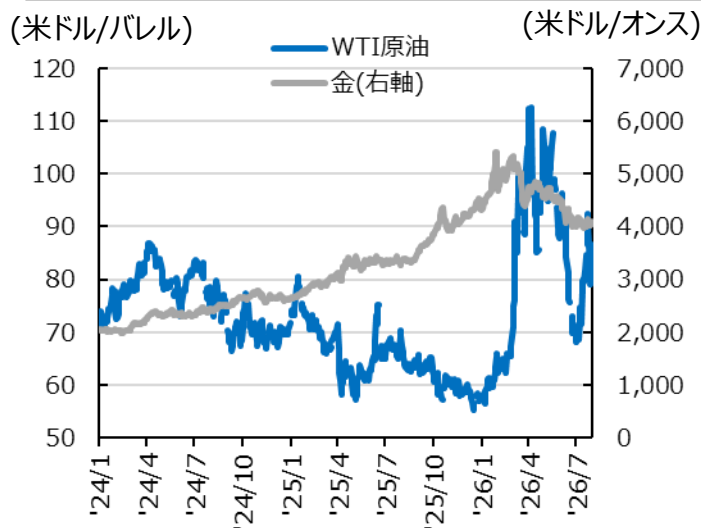
S&P・日経平均の推移



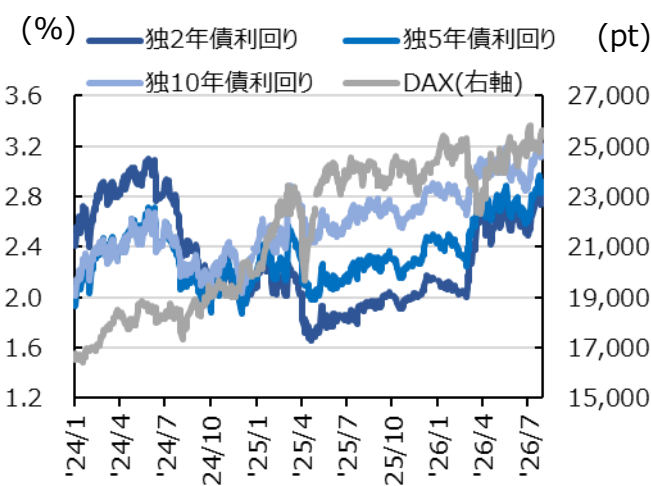
日米10年債利回り推移



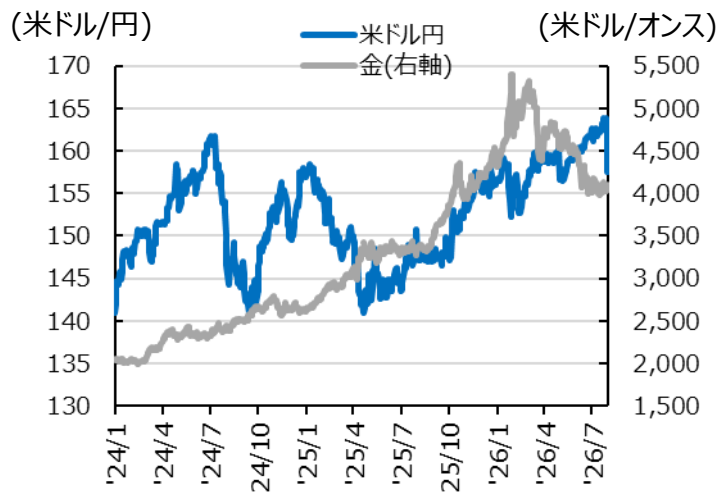
WTI原油・金価格推移



独国債利回りおよびDAX推移



米ドル円および金価格推移



(出所) RefinitivのデータよりFintegrity作成

Disclaimers

- ・本資料は、ご参考のためにFintegrity株式会社が独自に作成したものです。
- ・本資料は、投資判断の参考となる情報の提供を目的としており、有価証券の購入または売却を勧めるものではありません。また、本資料によって何らかの行動を勧誘するものでもありません。また、将来の投資成果を保証するものでもございません。銘柄の選択、投資の最終決定はご自身のご判断で行ってください。
- ・本資料に関する事項について貴社が意思決定を行う場合には、事前に貴社の弁護士、会計士、税理士等にご確認いただきますようお願い申し上げます。
- ・本資料は、新聞その他の情報メディアによる報道、民間調査機関等による各種刊行物、インターネットホームページ、有価証券報告書及びプレスリリース等の情報に基づいて作成しておりますが、Fintegrity株式会社はそれらの情報を、独自の検証を行うことなく、そのまま利用しており、その正確性及び完全性に関して責任を負うものではありません。
- ・また本資料のいかなる部分も一切の権利はFintegrity株式会社に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

金融商品取引法に基づく表示事項

広告等の規制（金融商品取引法66条の10）

金融商品仲介業者 Fintegrity株式会社

登録番号 近畿財務局長（金仲）第482号

【所属金融商品取引業者等】

あかつき証券株式会社金融商品取引業者関東財務局長（金商）第67号

【加入協会】

日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

【手数料等について】

商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（例えば、国内の金融商品取引所に上場する株式（売買単位未満株式を除く。）の場合は約定代金に対して所属金融商品取引業者等ごとに異なる割合の売買委託手数料、投資信託の場合は所属金融商品取引業者等および銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等）をご負担いただく場合があります（手数料等の具体的上限額および計算方法の概要は所属金融商品取引業者等ごとに異なるため本書面では表示することができません。）。債券を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます（購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。）。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて所属金融商品取引業者等ごとに決定した為替レートによるものとします。

【リスクについて】

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況含む。）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）、または元本を超過する損失を生ずるおそれ（元本超過損リスク）があります。

なお、信用取引またはデリバティブ取引等（以下「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金または証拠金の額（以下「委託保証金等の額」といいます。）を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ（元本超過損リスク）があります。

上記の手数料等およびリスク等は、お客様が金融商品取引契約を結ぶ所属金融商品取引業者等の取扱商品等に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料等をよくお読みください。

商号等の明示（金融商品取引法66条11）

- ・弊社は所属金融商品取引業者等の代理権を有しておりません。
- ・弊社は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融商品仲介業に関して、お客様から金銭若しくは有価証券の預託を受けることはありません。
- ・所属金融商品取引業者等が二以上ある場合、お客様が行おうとする取引につき、お客様が支払う金額または手数料等が所属金融商品取引業者等により異なる場合は、商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。
- ・所属金融商品取引業者等が二以上ある場合は、お客様の取引の相手方となる所属金融商品取引業者等の商号または名称を商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。

